

一般社団法人 スウェーデン社会研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 スウェーデン社会研究所 と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区におく。

2. この法人は総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、スウェーデン社会における全ての事象を調査、研究し、その成果を日本社会に普及し、スウェーデンへの関心を喚起し、一層両国間の理解と交流を深めることを目的とする。

2. この法人は、特定の政治目的をもつこともなく、特定の政治見解を表明することもない。また、特定の団体や機関に拘束されることもない。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スウェーデンに関する調査・研究事業
- (2) スウェーデン社会全般に関する情報提供事業
- (3) スウェーデンに関するセミナー、講演会の開催事業
- (4) スウェーデンに関する報告書、レポートの出版事業
- (5) スウェーデン語講座の運営事業
- (6) スウェーデン文化、技能講座の開催事業
- (7) スウェーデンに関するウェブサイトの運営事業
- (8) スウェーデンの諸機関及びスウェーデン人に対する支援事業
- (9) その他前各号に付帯する一切の事業

2. 前項の事業は、日本国内及びスウェーデンを含むスカンジナビア諸国とする。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人、又は、団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員となろうとする者は、理事会の別に定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用にあてるため、社員はその資格を取得した時点、および年に一度定期的に、社員総会において別段に定める額の会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別段に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに到ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前8条、9条の場合の他、社員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 前7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 社員全員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 決算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分の承認
- (7) 基金の返還
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として、毎年度6月に1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することが出来る。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員一名につき一個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名
- 2. 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3. 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とし、対外的な活動のために所長の名

称をつけることができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員のなかから選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款でさだめるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款でさだめるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令でさだめるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 社員総会で決議のない限り、理事及び監事は原則として無給とする。

(責任の免除)

第26条 理事及び監事の賠償責任に関しては、法人法114条1項及び115条1項の定めるところに準拠することとする。

第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。なお、事業報告、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 決算書に関わる付属明細書
- (6) 財産目録

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、電子公告によるものとするが、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

第9章 附則

(設立時の役員)

第39条 この法人の一般社団法人移行時の理事、監事及び代表理事は次のとおりとする。

理事 瓦林聖児、須永昌博、野崎俊一

監事 小針健太郎

代表理事 瓦林聖児

(事業年度の特例)

第40条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(本定款の施行日)

第41条 この定款は整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。